

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 衆議院議員の選挙

一 総定数

衆議院議員の定数は、五百十一人とするものとする。

(第四条、附則第二項関係)

二 選挙区及び定数の原則

1 衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定めるものとする。

この場合において、各選挙区において選挙すべき議員の数は、三人以上五人以下となるように定めるものとする。

2 別表第一は、衆議院議員に係る人口格差（各選挙区の統計法第四条の規定により行われる国勢調査の結果による人口を当該選挙区において選挙すべき議員の数をもって除して得た数のうち、その最も大きいものをその最も小さいもので除して得た数をいう。）が二以上となる場合には、更正するものとする。

(第十三条関係)

三 選挙区及び定数の改正

平成二年国勢調査の結果により、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改正するものとする。 (この結果、選挙区の数は一・五〇となる。)

(別表第一、附則関係)

第二 供託金の引下げ

供託金の額を公職の候補者(参議院(比例代表選出)議員の選挙にあっては、名簿登載者)一人につき次のとおり引き下げるものとする。

- (1) 衆議院議員の選挙 二百万円(現行三百万円)
- (2) 参議院(比例代表選出)議員の選挙 四百万円(現行六百万円)
- (3) 参議院(選挙区選出)議員の選挙 二百万円(現行三百万円)
- (4) 都道府県の議会の議員の選挙 四十万円(現行六十万円)
- (5) 都道府県知事の選挙 二百万円(現行三百万円)

- (6) 指定都市の議会の議員の選挙 三十万円 (現行五十万円)
- (7) 指定都市の長の選挙 百二十万円 (現行二百四十万円)
- (8) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 二十万円 (現行三十万円)
- (9) 指定都市以外の市の長の選挙 五十万円 (現行百万円)
- (10) 町村長の選挙 二十四万円 (現行五十万円)

(第九十二条、第九十四条関係)

第三 戸別訪問の解禁

戸別訪問の禁止規定 (現行第百三十八条) を削除し、すべての選挙において、戸別訪問を行うことができるものとする。

(第百三十八条関係)

第四 公民権停止及び連座制

一 公職にある間の収賄により有罪となった者の公民権停止の強化

公職にある間に犯した収賄罪 (刑法第百九十七条から第百九十七条の四まで) の罪により刑に処せら

れた者は、刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの間に加え、その執行を終わった日又は刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けた日から十年間、選挙権及び被選挙権を有しないものとする。当該罪につき執行猶予の言渡しを受けた者は、その裁判が確定した日から十年間、選挙権及び被選挙権を有しないものとする。

(第十一条関係)

二 選挙犯罪により有罪となった者の公民権停止の強化

1 選挙犯罪による公民権停止の期間は、罰金の刑（執行猶予の言渡しを含む。）にあってはその裁判が確定した日から五年間、禁錮以上の刑にあってはその裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間（執行猶予の言渡しを受けた者についてはその裁判が確定した日から五年間）とするものとする。

2 買収罪等による公民権停止の期間については、前項の五年間を十年間とするものとする。

(第二百五十二条関係)

三 連座制の強化

- 1 次に掲げる者が買収等の罪を犯し、刑に処せられたとき（執行猶予を含む。）は、連座制の適用があるものとする。こと。
 - イ 公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者をいう。以下三において同じ。）の秘書（公職の候補者等に使用される者で当該公職の候補者等の政治活動を補佐するものをいう。）
 - ロ 公職の候補者等の親族で当該公職の候補者等、総括主宰者、地域主宰者又は秘書と意思を通じて選挙運動をしたもの
- 2 選挙区の区域内の一の市町村の区域を含む地域の選挙運動を主宰すべき者として公職の候補者又は総括主宰者から定められ、当該地域における選挙運動を主宰した者を地域主宰者とするものとする。こと。
- 3 秘書若しくはこれに類似する名称を使用する者又は公職の候補者等の政治活動のために使用する常設の事務所に所属する者であることを示す名称を使用する者について当該公職の候補者等がこれ

らの名称の使用を承諾し又は容認している場合には当該名称を使用する者は、秘書と推定するものとする。

4 連座制が適用される公職の候補者等については、当選無効に加え、連座裁判の確定の時から十年間、選挙権及び被選挙権を有しないものとする。

ただし、当該連座制の対象となる者の違反行為が、おとり又は寝返りによるものであるときは、選挙権及び被選挙権の停止については免責するものとする。

(第二百五十一条の二関係)

第五 その他

一 施行期日

この法律は、平成六年一月一日から施行するものとする。ただし、第一に関する事項については、次の総選挙から施行するものとする。

(改正法附則関係)

二 経過措置等

この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めるものとする。

(改正法附則関係)

三 規定の整備

その他所要の規定の整備を行うものとする。

(改正法附則関係)